

1. 町営住宅(子育て支援住宅)に入居するまでの流れ

(概略でありこれによらない場合もあります。)

① 毎月発行の広報「四万十町通信」、四万十ケーブルテレビ文字放送、その他掲示等で募集



② 入居申込書の提出

○申し込みに必要な添付書類

- ・入居しようとする者**全員の住民票**
- ・入居しようとする方で、児童・生徒および学生を除く(ただし学生であっても所得がある場合は必要)全員の所得を証明する町が発行する**課税証明書**。
※ 四万十町では「課税証明書」ですが、市町村によっては「所得証明書」の場合があります。
※ 1月2日以降に四万十町へ転入された方は、税務関係の証明(課税証明)が四万十町役場税務課では取る事ができません。その為、前住所地の役所で証明を取って添付をお願いします。
- ・入居しようとする方**全員の公租公課等納付状況等調査同意書**
- ・妊娠中の場合は、**母子手帳の写し**

○申し込み書類は、締め切り日までに役場本庁建設課または各総合支所に直接持参するか、本庁建設課へ郵送してください。(郵送の場合、締切日必着となるように投函してください。)



③ 選考および入居決定

○申し込みが募集戸数を超えた場合、翌月15日前後に「入居者選考委員会」を開催。

○町長が子育て支援住宅に適する度合い(「入居者選考委員会」の意見を聴いて定める)の高いものから順に、入居者と入居補欠者を決定。

○選考結果のお知らせ(結果は全て郵送により文書でお知らせします。)

- ・入居決定者 → 選考結果の通知書、入居決定通知書
- ・入居補欠者 → 選考結果の通知書(入居決定者が事情により入居できなかった場合は、入居補欠者の方が入居決定者となります。)
- ・選考に外れた方 → 選考結果の通知書

○申し込みが募集戸数を超えなかった場合、選考はありません。入居資格等を審査したうえで入居決定となります。

※ 以下、④～⑥までは入居決定になった場合の手続きです。申込み時には必要ありません。

④ 入居説明会(入居決定者のみ)

○町営住宅のしおり、入居手続きに必要な書類等をお渡しします。



⑤ 入居の手続き・鍵渡し(入居指定日までに手続きが必要)

○入居の手続きを行います。

- ・「誓約書」の提出(連帯保証人 2名必要)
- ・連帯保証人2名の所得証明書
- ・連帯保証人2名の印鑑証明書
- ・敷金(家賃3ヵ月分の納付)

○全ての書類が揃いましたら、敷金の領収書と共に建設課まで持参してください。

○敷金の領収書を確認後、鍵をお渡しします。



⑥ 入居 (申込みから入居までの期間は、1～2ヶ月程度かかりますのでご承知おきください。)

2. 申し込みについての注意事項

- ① 持ち家のある方、現在町営住宅等に入居している方は原則として受付けできません。
- ② 世帯を不自然に分割した申し込みは受付けできません。
- ③ 申し込みは、1回の募集において1世帯につき1通に限ります。
- ④ 不正な申し込みが発見されたときは、入居決定を取り消します。また、入居日までに世帯員の増減、勤務先の変更等により申し込み時と条件が異なった場合も取り消しの対象となる場合があります。
- ⑤ 申し込み受付け後、実態調査を行うことがあります。

3. 入居資格等について

- ① 入居の申込み時点において小学生以下の子又は妊娠している者を含む世帯
- ② 自治会に加入し、活動その他の地域活動に積極的に参加する意思がある者
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- ④ 公租公課を完納していること。(税金や水道料金等の滞納がないこと。)
- ⑤ 申込者本人および同居予定者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 団地生活を円満にすることができる方。
- ⑦ 家賃の3ヶ月分の敷金が払える方。
- ⑧ 入居に際して、町内在住の連帯保証人2名(印鑑証明書、所得証明書の添付)を立てられる方。

4. 連帯保証人2名の要件

- ① 入居者と同等以上の収入のある方。
- ② 原則として町内在住の方。
- ③ 生計が別々の方。

5. 入居にあたっての注意

- ① 入居後は、14日以内に入居申込者全員の住民票を団地の住所に移してください。
- ② 子育て支援住宅の家賃は、月額65,000円以内で町長が定めるものとします。
(18歳以下の子が同居している場合は、控除があります。)
- ③ 入居後の家賃は、原則として口座振替でお願いします。
- ④ 入居後は、自治会に加入していただき、自治会活動にご協力をお願いします。
- ⑤ 他の入居者の迷惑となるため、動物の飼育はできません。